

～次の利用者が待っています～

返却期限日

を守ってください！

〔貸出期間

本・雑誌 14日間 ビデオ・CD＝7日間〕

お返しいただけないと

貸出・予約停止

となります



長期間にわたり図書館資料をお返しいただけないケースが後を絶ちません。このため

- ・市民・公共の貴重な財産である図書館資料を効率的に提供する
- ・ルールをお守りいただいている大多数の利用者との公平性を確保する
- ・長期未返却除籍に伴う図書損失を低減する

ことを目的に、長期未返却者に対し貸出・予約停止の措置を行うこととしました。

- 1 制度導入日 平成20年11月1日
- 2 内 容 返却期限日が到来後、一定期間返却しなかった場合、該当資料がすべて返却されるまで新たな資料の貸出及び予約・リクエストの受付を停止します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

返却方法など

【返却方法】

市内の図書館・公民館等の図書室ならどこでもお返しいただけます。また、図書館・図書室が閉まっているときは、各施設の「返却ポスト」をご利用ください。

※ビデオ、CD、市外の図書館から借用した資料は、返却ポストを利用できません。借りた図書館の窓口で直接お返しください。

【貸出期間の延長】

返却期限までに読み終わらない場合、図書・雑誌については、1回に限り、図書館ホームページ(携帯電話版を含む)、図書館テレホンサービスから貸出期間の延長(1週間)ができます。

※既に返却期限を過ぎた資料、次の予約が入っている資料、市外の図書館から借用した資料、ビデオ、CDは貸出期間の延長はできません。

図書館資料を紛失、又は破損したときは

図書館資料(図書・雑誌・CD等)を紛失又は汚破損した場合は、弁償していただきます。

弁償は現品(又は現金)としますが、詳しくは各図書館にお問い合わせください。

お問い合わせ

市立図書館	042-754-3604
相武台分館	046-255-3315
相模大野図書館	042-749-2244
橋本図書館	042-770-6600
公民館等の図書室	